

令和2年9月28日

生産県配置団体代表 殿
各都道府県協議会・協会長 殿

一般社団法人全国配置薬協会事務局

(押 印 省 略)

**『『濫用等のおそれのある医薬品』の適正販売に向けた販売者向けの
ガイドラインと関係団体等に向けた提言』について（情報提供）**

平素より本会運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和2年9月11日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局総務課並びに医薬安全対策課から、本会宛に別添写しのとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

この事務連絡については、「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売に向けたガイドラインと関係団体への提言がなされたものでありますが、当会で作成した「配置販売における適正販売に係る対応マニュアル」にある「濫用等のおそれのある医薬品の配置販売」（別紙①）に基づき、適正販売に努めるとともに、このたびの提言を参考に「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売・適正使用に向けた取り組みを行われるよう宜しくお願いいたします。